

第100回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和3年10月4日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 10月4日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第 77号議案 | 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 78号議案 | 令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 79号議案 | 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 80号議案 | 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 81号議案 | 令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 82号議案 | 令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 83号議案 | 令和2年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 84号議案 | 令和2年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 85号議案 | 令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 請願第 1号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について |
| 日程第 3 | 請願第 2号 | 「日本政府に核兵器禁止条例の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願 |

- 日程第 4 発議第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の
充実を求める意見書について
- 日程第 5 第 86号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
第 87号議案 令和3年度宍粟市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 総務経済常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 所管事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 77号議案 令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 78号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 第 79号議案 令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 80号議案 令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 第 81号議案 令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 82号議案 令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 83号議案 令和2年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 84号議案 令和2年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 85号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはか
るための2022年度政府予算に係る意見書採択の要請に
ついて
- 日程第 3 請願第 2号 「日本政府に核兵器禁止条例の署名・批准を求める意
見書」の提出を求める請願
- 日程第 4 発議第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の

充実を求める意見書について

- 日程第 5 第 86号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
第 87号議案 令和3年度宍粟市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 総務経済常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 所管事務調査について
- 追加日程第1 発議第 4号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担
制度拡充に係る意見書について
- 追加日程第2 発議第 5号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について
- 追加日程第3 第 86号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）
議第87号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 前 田 佳 重 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 山 下 由 美 議員	10 番 大 畑 利 明 議員
11 番 田 中 一 郎 議員	12 番 林 克 治 議員
13 番 宮 元 裕 祐 議員	14 番 今 井 和 夫 議員
15 番 大久保 陽 一 議員	16 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 小 谷 慎 一 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君	市長公室長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長 前 田 正 人 君	市民生活部長 森 本 和 人 君

健康福祉部長 津 村 裕 二 君
建設部長 太 中 豊 和 君
波賀市民局長 坂 口 知 巳 君
会計管理者 前 川 満 君
教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

産業部長 樽 本 勝 弘 君
一宮市民局長 上 長 正 典 君
千種市民局長 福 山 敏 彦 君
総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君
農業委員会事務局長 田 路 仁 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（飯田吉則君） 皆さん、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高欄願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、本日市長から、議案2件が提出されております。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第77号議案～第85号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第1、第77号議案、令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第85号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を一括議題とします。

本9議案は、去る9月9日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 第100回宍粟市議会定例会において、本委員会に付託されました令和2年度各会計の歳入歳出決算に係る第77号議案から第85号議案までの9議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

審査場所、出席委員、欠席委員は報告書に記載のとおりであります。

また、説明員は各部局長以下関係職員で、審査資料は報告書に記載のとおりでありますので、御高覧ください。

審査の経過及び結果ですが、令和3年8月30日の定例会において上程があり、9月9日に予算決算常任委員会に付託された第77号議案から第85号議案までの令和2年度決算認定に係る9議案の審査は、同日予算決算常任委員会を招集し、8人の委員で構成する小委員会である決算委員会の詳細審査をすることに決定しました。

同日に決算審査に係る調査、準備を進めるため決算委員会を設置し、正副委員長

の互選、審査日程及び審査要領等を協議しました。決算委員会は9月13日から16日までの4日間、説明員の出席を求め審査を行い、その後、9月28日に予算決算常任委員会を招集し、決算委員会の審査報告を受けました。予算決算常任委員会での主な質疑は、以下のとおりであります。

まず、市長公室。手数料・使用料について。

決算委員会の意見として、施設使用料などで高齢者を無料としている施策の方向転換が必要であると言いつけている理由について質疑があり、喫緊の課題である人口減対策に関しては待ったなしの状況であり、限られた財源の中で事業の取捨選択を行っていく必要があるため、議会として強い意志を示すものであるとの回答がありました。

次に、教育部。第3子以降給食費助成事業について。

決算委員会の意見として、よりよい制度となるよう検討されたいとあるが、どういった内容を想定しているのかとの質疑があり、例えば一番上の子が高校を卒業した場合にも無料化を継続するなど、制度設計時からの課題を今後も検討していただきたいと考えているとの回答がありました。

総括（まとめ）については、横断的な施策展開を行うべき事業として4事業が示してあるが、それぞれにどのような仕組みをイメージしているのかとの質疑があり、4事業はあくまで例示をしたものであり、人口減対策のあらゆる施策展開に当たっては、各部局が横のつながりを持ち、細部まで手を届かせることが必要であると考えたものであるとの回答がありました。

また、インセンティブを設けるような思い切った施策の検討とあるが、どのような意味でどのような施策を想定しているのかとの質疑に対しては、北部に住む人に対して金銭的な支援をするという意味ではなく、宍粟市への移住・定住の誘導策としてモチベーションを維持・向上させる外的刺激を与える施策を検討してほしいという思いであるとの回答がありました。

質疑の後、自由討議、採決を行いました。

予算決算常任委員会としての採決の結果は、まず、第77号議案、令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第78号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第79号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算

の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第80号議案、令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第81号議案、令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、第82号議案、令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第83号議案、令和2年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第84号議案 令和2年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、第85号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、予算決算常任委員会における質疑、採決については決算委員会の報告を踏まえ行ったものであります。

審査の中で委員から出された主な意見と指摘事項は次のとおりとなりますが、長文となりますので、主に質疑のあった事業名のみ報告をさせていただき、予算決算常任委員会の意見を添えて報告に代えさせていただきます。

まず、市長公室については、木育・ウッドスタート事業、使用料・手数料、高齢運転者免許自主返納促進事業などの審査報告がありました。

一例を読み上げます。高齢運転者自主免許返納促進事業については、この事業のみをもって高齢者の運転免許の自主返納を促すのは難しいと考えるため、各部署との連携や新規事業の実証実験なども検討し、中山間地域に暮らす人たちに欠かせない移動手段の確保を考える必要があるというものです。

次に、総務部については、広報事業、しーたん通信・しそうチャンネル運営費、財務指標などの審査報告がありました。

一例を読み上げます。財政指標においては、積極的な繰上償還等により数値は向上している。しかしながら、今後もまだ大きな公共事業が控えているので、歳出の削減の取組や繰上償還等により健全な財政運営に努められたいというものです。

次に、市民生活部について、地域生活交通対策事業、滞納税徴収事業、ごみ収集運搬事業などの審査報告がありました。

一例を読み上げます。地域生活交通対策事業については、利用の少ない市内完結

路線（小型バス）地域には、多様な運行主体による公共交通を再構築する必要があると考える。地域の利用者の声を聞き、検討・協議され、移動手段の確保に努められたというものです。

次に、健康福祉部については、病児・病後児保育事業、外出支援サービス事業、ひきこもり対策推進事業などの審査報告がありました。

一例を読み上げます。病児・病後児保育事業は、保護者の子育てと就労等の両立を支援し、児童の福祉を向上させるために必要な事業である。今後もスタッフの充実を図り、保護者の要望に応えられるよう努められたいというものです。

次に、産業部・農業委員会事務局については、多面的機能支払交付金事業など日本型直接支払制度、森林整備推進事業、再生可能エネルギー利用促進事業、産業立地促進事業などの審査報告がありました。

一例を読み上げます。再生可能エネルギー利用促進事業に関しては、CO₂の削減目標などに加え、市民に向けて指標・達成度等これまでの取組効果が見えるような分かりやすい啓発を行い、市民の意識向上につなげられたいというものです。

次に、建設部については、都市計画道路事業（山田下広瀬線）、移住・定住支援事業、雨水幹線整備事業などの審査報告がありました。

一例を読み上げます。宍粟市のような広い地域にとっては、社会基盤整備の根幹である道路網、雨水幹線、交通安全施設の整備は、防災対策上も重要なインフラであるため、地域格差ができる限る生じないように取り組んでももらいたいというものです。

次に、教育部については、ICT活用事業改善事業（GIGAスクール関連）、しそく生き生き英語授業づくり事業、放課後補充学習推進事業（ひょうごがんばり学びタイム）などの審査報告がありました。

一例を読み上げます。第3子以降給食費助成事業に関しては、保護者や教職員などの意見や要望を聞きつつ、よりよい制度となるよう検討されたいというものです。

次に、総合病院については、病院事業、建設改良事業などの審査報告がありました。

総合的な意見としては、新型コロナウイルス感染症の影響による収益の低迷の中にありながら、コロナ患者の受入れ病床の確保に努められ、地域医療の中で公立病院としての役割を果たすことができ、補助金の交付を受けられたこともあって、2年連続の黒字経営となった。感染拡大の中、奮闘された医療関係者の方々に敬意を表すとともに、今後も新病院の整備に向け、特定中核病院として安全・安心な医療

を提供する体制づくりに努められたいというものです。

次に、会計課については、基金運用についての審査報告がありました。

次に、議会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局については、AI活用による会議記録調整、議会広報広聴事業についての審査報告がありました。

終わりに、総括（まとめ）として、市の事業を総括して人口減少対策については、行政、市民、議会が一丸となって取り組むべき最重要課題であるということも言うまでもなく、移住・定住促進事業、発酵のまちづくり事業、木育・ウッドスタート事業、地域生活交通対策事業など、様々な施策において、情報や結果をデータベース化し、部局間の情報共有を行い、各部局が横断的に施策展開を行う仕組みの構築を求める。

また、人口減少が著しい市北部に住むことで恩恵を得られるなどの施策展開のほか、子育て特区のような考え方もって取り組むなど、インセンティブを設けるような思い切った施策の検討も進められたい。

今日でも新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、財政的に厳しい状況の一方で、行政に求められる役割は多様化している。市政運営に当たっては、郷土愛に満ちた市民がより豊かに暮らすことのできる宍粟市の実現に向け、社会情勢の変化に的確に対応するとともに、継続的な行財政改革に取り組み、持続可能な地域社会を次の世代に残されるよう努められたいという総括であります。

最後に、決算に係る重要施策の評価、次年度予算への提言を改めて行うことを決定し、予算決算常任委員会としての審査は終了しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して、討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第77号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

○ 9 番（山下由美君） 9 番の山下です。第77号議案、令和 2 年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和 2 年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に対し、市民の命や暮らしを守るため、水道基本料金の減免や発熱者臨時診療所の設置など、様々な施策が展開されたことは評価しております。

宍粟市幼保一元化推進計画の期間延長についてのパブリックコメントが令和 2 年 1 月 21 日から 2 月 19 日まで実施され、67 件の意見が提出されています。その中の意見として、老朽化している今子どもが通っている園舎をすぐにでも建て替えてほしい。公立幼稚園、公立保育所の理念や保育形態が望ましいと思われる保護者も一定数おられることに配慮して、公立こども園の整備についてもっと積極的に考えてほしいとの意見が多かったにもかかわらず、令和 2 年度の施策においても、その意見を反映させることなく、民営化ありきの宍粟市幼保一元化推進計画を推し進めております。何のためのパブリックコメントなのかと疑念を持たざるを得ません。子どもの保育や幼児教育は行財政改革に含めてはならず、保護者の意見をしっかりと受け止め、施策に反映させるべきであります。

また、多子世帯の経済的負担の軽減を目的とした給食の第 3 子以降給食費助成事業が令和 2 年度も行われました。学校給食費に対しては保護者から様々な意見が出ていると聞いております。その中には、無料化を求める意見もありました。保護者が負担する学校給食費はと副教材費など義務教育にかかる様々な費用の中でも非常に重い負担となっており、全ての児童生徒の給食費の無料化を行うべきであります。

SDGs の考え方であります「誰一人取り残さない宍粟市」を実現させるため、全ての市民の参加を図り、その意見取り入れ、施策に反映させなければなりません。優先すべき必要な事業の積上げと既存事業の見直し、これらの進行過程におきましても、市民の参加を図るべきであると考えます。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

14 番、今井和夫議員。

○ 1 4 番（今井和夫君） 14 番、今井和夫です。第77号議案、令和 2 年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

決算委員会での決算審査におきましては、予算が適正に執行されているか、また当初目標としていた成果があったか、また財政指標は健全に向かっているか等々を重点に審査いたしました。

何といたっても、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に負われた1年でした。国からの一人10万円の定額給付金をはじめ様々な補助金があり、歳入決算額は前年を大きく上回る300億1,525万7,000円となり、歳出決算額も290億5,334万2,000円、実質収支額は8億3,954万8,000円の黒字であります。

コロナ対策としては、素早いPCR検査のための宍粟市国民健康保険発熱者臨時診療所の設置、また総合病院のコロナ対応や事業関係では、観光業、飲食業を筆頭に影響のあった事業所への商工会等との連携した対策、また、素早い一人10万円の支給、あるいは雇用が失われる等所得の減った家庭への対策、また学校・教育機関への対策、そしてワクチン接種事業等々、経験したことの無い中、目まぐるしく変わる状況に職員が一丸となり、おおむね的確に対応されたのではないかと考えます。

コロナの影響でできなかった事業、延期になった計画等ありますが、一宮市民協働センターの供用開始、千種市民協働センターの建設等をはじめこれまでの流れに沿っておおむね事業も適切にこなされ、予算も的確に使われてきたものと判断します。

また、それとともに、繰上償還も積極的に行った結果として、財政指標も経常収支比率は91.4と前年より2ポイント改善、実質公債費比率は7.9で前年費1.9ポイント改善、将来負担比率は83.7で前年比32.6ポイント改善されました。市債残高も一般会計分で7億6,700万円減、全ての会計分で21億4,600万円の減となっております。

以上を鑑みた結果、令和2年度決算は認定すべきものと考えます。

今後におきましては、厳しい財政状況の中でも時代の変化に伴う新たな事業展開が求められますので、各種補助金等筆頭に見直すべきものは勇気を持って見直し、スクラップしていく決断をしていただき、新たな時代のニーズに的確に対応していただくことを申し添え、私の賛成討論といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 次に、反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第77号議案、令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

一般会計決算額は、歳入で約300億1,525万円、歳出額は約290億5,334万円でありました。歳入の面では、収入未済額が8億6,795万円あります。一層の努力により収入未済額の解消に努めていただきたいと思います。

自主財源であります市税が約1億6,000万円の減少、使用料・手数料も減少する

など、依存財源の割合が高い状態にあります。自主財源の確保に向け、さらなる努力を求めます。

歳出の面では、不用額が約10億3,260万円生じています。不用額は翌年度に繰り越されて使用されるものの、財政運営が厳しい中、予算計上時から精度の高い所要経費の見積もりを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で適時補正等を行い、効率的な予算執行に努められたいと思います。

人口減少、地域経済が縮小する中においては、縦割りや分野ごとの単独決算ではなく、各分野を横断する連携の施策展開や循環型経済の取組を進められたいと考えます。

令和2年度は、災害復旧事業や新型コロナウイルス感染症対策への対応に重点が置かれた年でありましたが、これから申し上げる幾つかの点において同意できかねるものがあります。

まず最初は、指定管理施設の赤字補填問題です。

指定管理者制度のもとでの収益事業であるにもかかわらず、赤字補填として多額の税金が支出されている例があります。ばんしゅう戸倉スキー場赤字補填負担金3,500万円は十分な精査が行われたとは言えません。独立採算が困難な公の施設が多くなっているのは事実ですが、指定管理者が負うべきリスクまで税金で補填することは、指定管理者制度の本質からずれていると考えます。

2点目は、地域生活交通及び外出支援サービスについてです。

地域生活交通対策事業は、運行経費約2億300万円に対して、約1億6,800万円の補助金を投じて運営しています。コロナ禍でバス利用者が激減している問題に対して、過大認識が不十分であったと感じます。

また、小型バスは運賃収入が減り、運行経費は年々増えております。地域に合った移動の仕組み、持続可能な生活交通体系としての十分な検証が必要だと考えます。

外出支援サービスの決算額は、前年度比で約880万円減りましたが、利用1回当たりの市の負担額は増加しています。この増加要因も含め、事業評価が不十分だと考えます。委託事業者からの不正な請求が含まれていないかの調査も十分に行われているとは言えず、決算額を良とすることはできません。

3点目は、環境施策についてです。

ごみ減量化や再資源化に取り組まれています。ごみ収集運搬経費と中間処理経費などは逆に増加しています。ごみの分別、減量化の成果が現れていないと言えます。また、生ごみや紙おむつの資源化など、循環型社会への取組も進展していま

ん。さらに、再生可能エネルギー施策では、自然エネルギーや木質バイオマス資源を活用したエネルギーの地産地消、熱源などのエネルギーを自給する取組が十分進んでいるとは言えません。

最後は、地域経済の循環施策についてです。

産業立地促進条例に基づく優遇措置が経済効果や市税などへの波及効果を生んでいるのか、障がい者を含め雇用の拡大につながっているのか、それら効果がはっきり見えませんでした。宍粟市の地域経済循環率は全国中央値よりも低い状況にあります。所得が市外に流出し、市内の家計や企業の所得増加につながっていないという構造的な問題を抱えています。産業立地促進条例に基づくその効果について、十分な検証市民への説明責任を果たしていく必要があると考えています。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。第77号議案、令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

まず、一般会計決算額は新型コロナウイルス感染症対策に係る事業や特別定額給付金の給付により、国庫支出金が47億8,963万1,000円増額となったため、歳入においては300億1,525万7,000円でした。歳出は、290億5,334万2,000円となり、実施収支額は8億3,954万8,000円の黒字となりました。

借り入れた市債は、令和元年度と比較すると5億8,675万7,000円の減で24億8,606万3,000円となり、19%減少しました。そして、令和2年度は繰上償還や財政調整基金の積立てにも積極的に努められました。

経常収支比率においては、硬直化がまだ見られるものの、実質公債費比率、将来負担比率はともに昨年度よりらい数字になっており、効率的に持続可能な財政運営に努められました。

9月に行いました決算委員会において、各事業の詳細審査を行いました。宍粟市の最重要課題である人口減少、少子・高齢化はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症対策に対しても令和2年度は効果的に取り組まれたことを確認しております。

各事業に対しては、いろいろな御意見があるものの、評価できる決算だと考えております。中でもコロナ禍における民間事業者への経営支援をはじめ市民の暮らしを守る生活支援、安全・安心に対する事業、並びに移住・定住に関する事業や子育て

て世代に対する事業など、市民生活を守るための多くの支援事業が行われ、適正な執行であったことを確認いたしました。

次年度におきましても、我らの郷土、我らの宍粟、そして宍粟市民のための事業に引き続き取り組まれることと期待申し上げ、第77号議案、令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、第78号議案から第82号議案について討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下です。第78号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険の被保険者には、年金生活者を含む無職あるいは非正規労働者など、低所得の世帯が多く、高い国民健康保険税が生活を圧迫しています。一般会計からの法定外繰入れを行い、保険税を引き下げたり、子どもにかかる均等割の減免制度をつくるべきです。

また、令和2年度も資格証明証や短期保険証が発行されていますが、直ちに中止し、医療を受ける権利を守るべきであります。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

引き続きまして、第80号議案、令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

この制度発足以来、毎回指摘していますが、後期高齢者医療制度は年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度です。高い介護保険料と合わせて年金から天引きされるため、高齢者の生活を追い詰めています。

令和2年度も短期保険証が発行されていますが、直ちに中止し、医療を受ける権利を守るべきであります。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

続きまして、第81号議案、令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

宍粟市の介護保険料は兵庫県下でも3番目に高く、高齢者の生活を圧迫しています。令和2年度においても、介護保険料が払えず給付額の減額というペナルティーを受けている人がおられます。一般会計からの法定外繰入れを行い、保険料を引き

下げるべきです。

また、必要なサービスを全ての人が受けられるように、サービス利用料の減免制度をつくるべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、八木雄治議員。

○5番（八木雄治君） 5番、八木です。それでは、第78号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場として討論いたします。

令和2年度の国民健康保険事業の歳入決算額44億5,788万6,292円、歳出決算額44億3,335万1,978円、歳入歳出差引額は2,453万4,311円となっております。

国民健康保険事業は、国民が等しく医療を受けるための重要な役割を果たす事業であります。平成30年度から兵庫県が主体となることで、保険料への影響、負担が懸念されていましたが、3年を経過した今でも大きな影響もなく、適切で妥当な決算状況であると考えております。

また、コロナ禍の中でも保険税収入率の向上に努められ、滞納額も前年度に比べて約1,400万円ほど減少しております。

しかし、高齢化社会が進む中で、医療費の増加は避けられないと考えられますので、今後もデータヘルス計画に基づく保健指導の向上や健康づくりの取組による医療費の削減、レセプト点検、第三者行為の届出などの適正化に努め、国民健康保険制度の安定的な運営を図れますように期待をして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 次に、10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第80号議案、令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療事業の決算状況は、歳入歳出決算額について、前年度比較でいずれも増加をしています。歳入では、医療保険料が約2,700万円増加し、歳出では、兵庫県後期高齢者医療広域連合納付金が約3,300万円増加している状況にあります。

後期高齢者医療に関します財政負担は増え続けておりますけれども、この中で医療保険料の収入率は令和2年度99.1%であります。収入未済額が前年度に比べやや増加しているものの、これまで同様の高い収入率を維持していると思います。

今回の決算においても、資格管理や被保険証の発行、保険料の徴収など、広域連

合と連携を密にされ、適正に運営されていると認めます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 次に、2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 2番、垣口真也です。第81号議案、令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきという賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険事業は、御本人にとっても御家族にとっても、経済的にも精神的にも負担を軽減するために必要な制度であり、大きな力となっております。全国的に人口の減少及び少子・高齢化が進む中、宍粟市においても例外ではなく、介護サービスの利用も年々増加しており、今後も多額の経費がかかることは避けられない状況であります。

そのような中、運営においては、コロナウイルス感染症対策を考慮しながら高齢者が参加しやすい通いの場づくりなど、介護予防に力を入れ、また自立支援等を推進することで、介護サービス費の抑制を図っていただいております。

よって、この決算は妥当であると判断いたします。

今後は、介護保険料の市民負担が少しでも軽減できるように努められ、推進していただけますよう申し添え、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 続いて、第83号議案から第85号議案について討論を行います。

本3議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

「（異議なし）の声あり」

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第77号議案を採決いたします。

第77号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第77号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第77号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第78号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第78号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第78号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第79号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第79号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第79号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第80号議案の採決を行います。

第80号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第80号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第80号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第81号議案の採決を行います。

第81号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

第81号議案を委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第81号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第82号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第82号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第82号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第83号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第83号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第83号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第84号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第84号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第84号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第85号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

お諮りします。

第85号議案については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第2 請願第1号

○議長(飯田吉則君) 日程第2、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度充実をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本請願は、去る8月30日の本会議で、文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 御報告いたします。

令和3年8月30日に審査付託のありました、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択の要請については、去る9月3日第9回文教民生常任委員会を開催して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告いたします。

請願第1号の審査につきましては、紹介議員と請願者であります宍粟市教職員組合より出席をいただき、請願内容の詳細説明を求めました。

請願の趣旨は、中学校、高等学校での35人学級の早期実施、学校の長時間労働是正を実現するための教職員定数改善の推進、義務教育費国庫負担割合の引上げなどについて、国の関係機関への意見書提出を求めるものです。

審査の中で委員から、35人学級の早期実施について、市内の現状と教育面での影響について質疑がありました。参考人からは、市内の小中学校では、35人以下学級が半数以上となっている現状であること、また、少人数の学級は手厚く一人一人の子どもを見ることができ、教育効果は高い。世界的な研究でもそのことが立証されているとの説明がありました。

また、他の委員から、自治体間の教育格差について、現状はどうかとの質疑があり、参考人からは宍粟市の場合、教育環境整備、備品などの購入、特別支援教育推進員などは市費で全校に配置されています。

これら義務教育費は、自治体間での教育格差を生むことなく、国が責任を持って行うべきとの考えから請願を行っているとの説明がありました。

審査の結果、請願第1号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

請願第1号は、採択となりました。

大畑利明議員。

○文教民生常任委員長(大畑利明君) ただいま採択されました請願第1号につきまして、意見書を提出したいと思っております。よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長(飯田吉則君) お諮りします。

ただいま文教民生常任委員長より、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度充実に係る意見書を提出していただきます。

(発議第4号の提出)

○議長(飯田吉則君) ただいま文教民生常任委員長より、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度充実に係る意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1、発議第4号として議題としたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第1 発議第4号

○議長（飯田吉則君） 追加日程第1、発議第4号、少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度各拡充に係る意見書についてを議題とします。

この発議は、文教民生常任委員長より提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 失礼いたします。ただいま採択いただきました請願第1号について、意見書の趣旨説明を行います。

お手元の裏面を御参照いただきたいと思います。

この意見書につきましては、宍粟市教職員組合から令和3年8月10日付で請願第1号にて議長宛てに採択の依頼がありまして、文教民生常任委員会に付託され、本委員会で請願者に意見聴取等審査を行ってまいったものでございます。

ただいま本会議におきまして全会一致で請願の趣旨に御賛同いただきましたので、地方自治法第99条の規定に基づきまして、この意見書の提出を提案するものでございます。

議員各位の御賛同を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

意見書の取扱いは、議長に一任されました。

日程第3 請願第2号

○議長（飯田吉則君） 日程第3、請願第2号、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

本請願は、去る8月30日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和3年8月30日に審査付託のありました、請願第2号、「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の提出を求める請願については、令和3年9月2日第9回総務経済常任委員会を開催して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

請願の提出者は九条の会宍粟で、内容につきましては、日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准し、被爆国として核兵器全面禁止、廃絶の責務を果たす旨の意見書提出を求めるものです。

審査の結果、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

す。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

本請願に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

請願第2号は、採択となりました。

津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) ただいま採択されました請願につきまして、意見書を提出したいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長(飯田吉則君) お願いします。

(発議第5号の提出)

○議長(飯田吉則君) お諮りします。

ただいま総務経済常任委員長より、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2、発議第5号として議題としたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時31分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第2 発議第5号

- 議長（飯田吉則君） 追加日程第2、発議第5号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書についてを議題とします。

本発議は、総務経済常任委員長より提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

- 総務経済常任委員長（津田晃伸君） それでは、発議第5号、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

皆様にお配りしましたお手元の裏面を御確認ください。

本意見書については、9条の会案から令和3年8月17日付の請願第2号にて議長宛てに採択の依頼があり、総務経済常任委員会に付託され、審査を行いました。

先ほど本会議において全会一致で請願の趣旨に御賛同し、採択するべきものと決したため、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書の提出を提案するものであります。

議員各位におかれましては意見書の趣旨に御賛同いただき、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

本発議は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

発議第5号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

意見書の取扱いは、議長に一任されました。

日程第4 発議第3号

○議長（飯田吉則君） 日程第4、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

本発議は、議会運営委員長より提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、14番、今井和夫議員。

○議会運営委員長（今井和夫君） 失礼します。発議第3号におきましては、全国市議会議長会より要請があったものでございます。

朗読によりまして説明をさせていただきたいというふうに思います。

令和3年10月4日。

宍粟議会議長 飯田吉則様。

提出者 議会運営委員会委員長、今井和夫。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、宍粟市議会会議規則第14条第2項の規定により、提出します。

趣旨、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療、介護、子育てを初めとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増高する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保を強く国に求めていく必要がある。

以上。

なお、意見書につきましては、別紙のとおりでございますので、御高欄いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第3号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

発議第3号の議案について通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下です。発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

この意見書は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しているとした上で、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療、介護、子育てを初めとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増高する財政需要に見合う財源が求められるとして、その財源確保のために5項目の要望が挙げられております。

地方税財源の充実については、当然必要と考えます。しかし、今回の要望事項の中には、コロナ禍のもとで苦しい市民への税負担増につながるものもあり、賛同することはできません。

まず、要望項目の1、地方一般財源総額の確保については当然であり、賛同できますが、要望項目の2固定資産税、要望項目の3土地にかかる固定資産税に関することにつきましては、結果として市民の負担増となってしまいます。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せず、コロナ禍のもとで苦しんでおられる市民や市内事業者に負担を求めるべきではないかと考えます。

市民の税負担増につながることから、今回の発議第3号に賛成することはできません。

○議長（飯田吉則君） 次に、賛成者の発言を許します。

15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 15番の大久保陽一です。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、賛成の立場より討論を行いたいと思います。

まず、本意見書は、全国市議会議長会からの依頼によるものです。今、地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、防災、減災、雇用の確保、医療、介護、子育てを初めとした社会保障関係経費など、将来に向けた財源が求められています。新型コロナウイルス感染症などの経済対策は本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のもです。また、設備投資などの経済対策も本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものです。地方税、ましてや市の基幹税である固定資産税の軽減をもって充てるべきではありません。決して許されるものではありません。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、地方で暮らす私たちにとって適切妥当なものと判断するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

発議第3号を起立により採決いたします。

発議第3号を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

発議第3号は、原案のとおり可決されました。

なお、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、会議規則第45条の規定により、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

意見書の取扱いは、議長に一任されました。

日程第5 第86号議案～第87号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第86号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）から第87号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第86号議案及び第87号議案の補正予算2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、早急・緊急の対応が必要なものとして、新型コロナウイルス感染症への対処・対策及び災害復旧事業について、追加で計上するものであります。

最初に、第86号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）ですが、歳入歳出にそれぞれ1億2,963万2,000円を追加し、補正後の総額を244億9,608万6,000円とするものであります。

歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症への対処・対策の主なものとして、本年8月下旬に国より、事業者支援分として追加交付の通知を受けました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、路線バス事業者への運行支援や感染症対策支援に加え、市内事業者を対象とする雇用維持支援金、みなし法人を対象とした事業継続給付金を創設しております。また、各学校園所にサーモグラフィカメラを購入するための費用を計上しております。

災害復旧事業では、8月の大雨により発生した災害を早急に復旧するため、国県支出金や市債、また前年度繰越金などを財源に復旧工事費や復旧支援補助金を計上しております。

次に、第87号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、発熱患者等を対象とする屋外検査場の整備費を計上しており、支出補正額は、500万円の増額とし、補正後の支出総額を46億9,200万5,000円としております。

以上、補正予算2議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第86号議案から第87号議案までの2議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

ここで委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午後 2時05分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま予算決算常任委員長から議案の審査が終了したとの報告がありました。お諮りします。

第86号議案から第87号議案までの2議案を日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、第86号議案から第87号議案の2議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後 2時05分休憩

午後 2時06分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第3 第86号議案～第87号議案

○議長(飯田吉則君) 追加日程第3、第86号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)から第87号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第2号)までの2議案を一括議題とします。

本2議案は、本日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものがあります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました第86号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）と第87号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）の2議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本会議休憩中に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことを決定し、それぞれの分科会において関係職員に説明を求め、審査を行いました。その後、第10回予算決算常任委員会を開催し、分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第86号議案の関係部分の主な内容は、歳出については商工費におきまして、市内事業者に対する雇用維持支援金及びみなし法人4事業者に対する事業継続給付金を新規計上するものです。

審査の中で、委員からは、雇用維持支援金について、まず、制度設計の検討の経緯及び120事業所や1事業所当たり15人と設計した根拠に関して質疑があり、当局からは県への報告期限の関係もある中で、西兵庫信用金庫さんと商工会の意見を聞き、制度を検討した。事業者数や人数については、経済センサスの数値やハローワークが窓口となった国の雇用調整助成金等の件数をもとに想定しているその回答があったとのことでした。

雇用の実態をどのように確認するようになるのかとの質疑に対して、当局からは、国の雇用調整助成金の申請時に用いた名簿をもとに支給を行い、解雇・雇用止めの有無については、事業主に申告時に宣誓をしてもらうことになる。仮に虚偽の内容等があった場合とは支援金の返還手続や法的手続などもしっかり行っていく考えであるとの回答がありました。

また、新規採用者を24歳一般会計に限定した理由について、現段階では定住促進の意味を持たせるため、大学、大学院卒業者の年齢を基準として制度設計を行っているとの回答がありました。

そのほか職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をし、第86号議案の関係部分につきましては、全会一致で可決すべきものであったとのことでした。

なお、雇用維持支援金については、執行の際に不正等が起こらないような仕組みづくり、チェックの徹底に努められたいとの意見がありました。

次に、文教民生分科会が審査した第82号議案の関係部分の主な内容は、審査の中

で委員からは、補正の必要性や根拠について質疑があり、当局からは新型コロナウイルス対応型地域生活交通運行支援補助金については、乗車密度を上げないように配慮した運行を実施する運行事業者について支援をするもので、兵庫県補助要綱により算定した額のうち、宍粟市内の運行距離により案分した額を交付する。

地域生活交通・新型コロナウイルス対策支援補助金については、市内路線バスを運行するバス事業者で、バス車両に空気清浄機を設置する費用を補助するとの説明があり、小型バスには1基、中型バスには2基、大型バスには3基、それぞれ設置し、対象車両は全部で13台である。

タクシー事業、新型コロナウイルス対策支援補助金については、県タクシー協会に登録のある市内タクシー事業者に対し、車両1台につき、7,000円を交付するとの説明がありました。

次に、第87号議案の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、昨年11月から新型コロナウイルス感染症検査のために病院敷地内にテントを利用して応急的に整備した屋外検査所の環境改善を図るための追加予算の計上であります。

審査の中で、委員からは補助内容についての質疑があり、当局からは空調工事であるとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第86号議案の関係部分及び第87号議案は、全会一致で賛成であったとのことでした。

全体会へ以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議が行われました。裁決しました結果、第86号議案及び第87回議案の補正予算2議案については、全科一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第86号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第86号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第86号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第87号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第87号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第87号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 総務経済常任委員会所管事務調査報告

○議長（飯田吉則君） 日程第6、総務経済常任委員会所管事務調査報告を議題とします。

総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） それでは、総務経済常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

時間の関係もございますので、詳細についてはお手元に配付しております報告書をごらんいただきたいと思います。

要点を口頭で報告させていただきます。

まず、調査事項につきまして、空き家を活用した移住・定住施策に関する事項でございます。

調査の経過としまして、委員会を4回開催し、当局に資料を求めるほか、委員間

の意見交換を行い、現状の整理を行った後、課題として市の空き家バンクへの登録数が低いこと、その理由等を踏まえ、解決に向けた取組を協議しました。

課題解決のためにとということで、現時点では、空き家バンク制度の充実により、新たな所有者のもとで空き家を有効活用していくことが最良の手法であると考え、市に対しましては登録及び成約物件数の増加のため所有者、購入希望者へのPRやアフターフォローに強化により、空き家バンク制度の充実引き続き取り組むことを求めることとしております。

一方で活用の難しい解体の必要な空き家については、今後も委員会として注視していく必要がありますので、次期の閉会中の継続調査項目にさせていただきたいと考えていることを申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

これで総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第7 所管事務等調査について

○議長（飯田吉則君） 日程第7、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、第100回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

この長い会期の間に、たくさんの議案を皆様のお力によって議了していただきました。大変ありがとうございます。また、決算常任委員会の皆様には大変長期間にわたる審査、誠にありがとうございました。滞りなく決算の審査も終了していただきまして、大変ありがたく思っております。

また、今回、懸案になっておりました宍粟市総合病院の新たな計画につきまして、基本計画案が出されております。この件につきましては、市民の皆様方にパブリックコメントで問いかけがございます。大変な重要な案件でございます。多くの皆様のお声を聞かせていただけるように、よろしくお願いしたいと思います。

また、もう1点、忘れてならないのは、今回の一般質問でも取り上げられました2019年11月に虚偽報告などが発覚し、はや2年を経過しようとする宍粟市雇用創生協議会の委託金不正受給問題であります。市長の答弁では、新型コロナウイルス感染症の流行が妨げとなり、その解決への進展が見ることができていないということでした。しかし、いつまでもそうとは言っておられません。早急に積極的な対応を求めるとともに、一日も早く問題終結が図られることを望むところであります。

さて、この9月30日をもって全国的に新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が全面的に解除されました。しかし、コロナの驚異がなくなったわけではございません。この10月末には宍粟市において希望される方へのワクチン接種が完了するというふうに聞いております。市民の皆様におかれましては、御苦労をおかけいたしますが、今後とも注意を怠ることなく、お過ごしいただき、一日も早く通常の生活が送れることができるよう、御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、市長はじめ職員の皆様、議員各位の今後の御健勝を御祈念申し上げます、閉会の御挨拶といたします。

○市長（福元晶三君） 第100回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

8月30日に開会をいたしました第100回宍粟市議会定例会は、飯田議長、大久保副議長をはじめ、議員各位の御協力によりまして、全議案につきまして滞りなく議

いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

今定例会におきましては、宍粟市デジタル社会推進基金条例の制定、令和3年度一般会計補正予算、また令和2年度各会計決算の認定などなど重要案件について慎重に御審議をいただきました。改めて厚くお礼を申し上げます。

また、一般質問では、豊かな自然資源を生かしたアウトドア活動による地域活性化の取組など、様々な御意見、御提言を頂きました。いずれも重要な課題でありますので、今後の市政を運営する中で真摯に取り組んでまいりたいと、このように思っています。

さて、毎年この時期、市民の皆様と対面形式で開催をしておりますタウンミーティングにつきましては、このコロナ禍でまさに新たな生活様式への推進が求められている今日、今年度はオンラインという形で市民の皆様と対話をさせていただきたいと、このように考えております。

テーマにつきましては、「日本一の風景街道をめざして～残したい風景、つくりたい風景」であります。

悠久の歴史の中で脈々とつむいでこられた農林業をはじめ、生活や文化は全て宍粟の「風景」であり、10年、20年先、さらに将来にわたって残していくべき大切な資源であります。

自然など目に見える景色そのものだけではなく、地域の祭りや行事、さらには、美しい里山づくりなど市民の皆様暮らしや地域活動も「風景」と捉え、今回頂く御意見を踏まえて、残したい風景、つくりたい風景を「日本一の風景街道づくり」として、一つのビジョンにまとめていきたいと考えております。

また、先ほど議長からお話があったとおり、緊急事態宣言が9月30日をもって全面解除となりましたが、10月21日までは兵庫県独自の措置として飲食店などの営業時間短縮要請は継続をされています。経営される皆様は大変な状況が続きますが、ぜひ業種別のガイドラインを遵守し、感染拡大防止に御協力をお願いいたします。

また、市民の皆様には、不要不急の外出あるいは感染リスクのある場所への出入りの自粛など含め、基本的な感染予防対策の徹底を引き続きお願いいたしたいと思っております。

結びに当たりまして、議員の皆様には今後ますます御健勝にて宍粟市の発展に向け、より一層の御尽力を賜りますとともに、今後とも市政に対する御理解と御支援、御協力をお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。長期間、ありがとうございました。

(午後 2時27分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 神 吉 正 男

宍粟市議会議員 浅 田 雅 昭